

31教総総第2347号
令和2年2月26日
(一部訂正)

各都立学校長 殿
各学校経営支援センター所長 殿

東京都教育委員会教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田裕司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について（通知）

東京都では、国内における新型コロナウイルスの感染状況や国の取組等を踏まえ、都内での感染拡大を防ぐ取組を強化しております。

都立学校においては、下記の対応方針に基づき、当面对応することとしました。各学校におかれましては、これまでの通知及びこの方針に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

記

第1 新型コロナウイルス感染症に関する対応

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒

ア 学校は、幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用など）の励行について指導すること。

イ 児童生徒等（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

ウ 児童生徒等（及び保護者）には、春休み期間においても、自宅における児童生徒等の健康観察を継続し、発熱などの風邪の症状がみられるときは、学校に連絡するよう指導すること。

エ 給食の際には、児童生徒等が対面する形を可能な限り避け、飛沫感染の防止に努めること。

(2) 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、手洗い、咳エチケットを励行すること。

イ 校長は、教職員等には、毎朝自宅で検温を行わせるなど適切な健康管理に努めるとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養させるなど適切な措置を講じること。

(3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、感染予防に努めること。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調

節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

第2 都立学校における教育活動の対応

1 令和元年度卒業式の実施

(1) 参列者の制限及び時間短縮

ア 参列者の制限

附属中学校、中等教育学校及び高等学校においては、保護者及び来賓は参加せず、教職員、卒業生及び式に関係する在校生とする。

特別支援学校においては、来賓は参加せず、教職員、卒業生及び式に関係する在校生並びに介助を必要とする児童生徒等の保護者とする。

イ 時間の短縮

知事メッセージと都教育委員会挨拶は校内に掲示するとともに、卒業生に配布する。

なお、卒業式の挨拶用務に係る都教育委員会からの派遣は行わない。

祝電は掲示のみとし、祝電披露は行わない。

(2) 実施要項等

実施要項等は、変更した内容に合わせて修正する。

(3) その他

生徒が参加する式後の茶話会等は中止とし、校外で行う PTA 等が主催する謝恩会の教員の参加については自粛する。

卒業式の実施日が臨時休業期間（14日間を目安）に含まれた場合は、所管課へ相談する。

2 年度末までに学校で実施する教育活動

(1) 不特定多数の参加者が見込まれる教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：展覧会、成果発表会、定期演奏会等

(2) 児童生徒等のみにより実施される教育活動を行う場合は、実施方法の工夫と感染リスクへの対策を講じた上で行う。

例：球技大会、セーフティ教室、講演会等

(3) 公共交通機関を利用し、校外の不特定多数の者と接触の可能性がある教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：芸術鑑賞教室、社会科見学やテーマパーク等での学習、修学旅行、海外語学研修等

(4) 一堂に会する喫食の機会、会話による飛沫の拡散や食器等による感染の可能性のある教育活動は、原則、延期又は中止する。

例：校内カフェ、授業や部活動等の調理実習後の喫食等

3 時差通学の実施

(1) 附属中学校、中等教育学校及び高等学校における取扱い

令和2年2月27日から学年末考査等終了まで、原則、公共交通機関利用者の混雑時を避けた登下校を実施する。

【具体的な実施例】

○学年末考査までの時程例

- ・午前10時始業40分6限の短縮授業

例	1限	10:00～10:40	4限	13:00～13:40
	2限	10:50～11:30	5限	13:50～14:30
	3限	11:40～12:20	6限	14:40～15:20
	昼休	12:20～13:00	清掃	15:20～15:30

○学年末考査期間中の時程例

- ・午前10時始業

(2) 特別支援学校における取扱い

中高一貫型聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科においては、上記(1)と同様の取扱いとする。

4 学年末考査等終了から修了式までの取扱い

附属中学校、中等教育学校及び高等学校においては、原則、自宅学習とし、部活動は行わない。生徒の自宅学習に備え、事前に問題集やプリント類等の教材を配布する。

5 修了式

放送設備等を活用して、各教室で実施する。

6 生徒・保護者への周知

卒業式の変更、時差通学の実施、自宅学習等について、通知等により確実に周知する。

第3 感染症が発生した場合の対応

1 都立学校において発症者が出た場合

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、当該児童生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 東京都教育委員会（都立学校教育部）は、校長からの連絡を受けた際、自治体の保健衛生部局（管轄の保健所を含む。）からの助言や協議等により、学校について14日間を目安に臨時休業を行う。

ウ 保健所は、当該児童生徒等の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。

エ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある次亜塩素酸ナトリウム又はアルコールを使用し、当該児童生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

オ 学校は、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

なお、以降の対応については、「1 (1) 児童生徒等の場合」のイからオまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒等が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行う。

2 都立学校において濃厚接触者を把握した場合（同居家族が発症した場合など）

(1) 児童生徒等の場合

ア 校長は、児童生徒等の同居の家族の中に発症した者がいるなど、当該児童生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておく。

イ 校長は、保護者や児童生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒等の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童生徒等に対して出席停止の措置を行う。

ウ この場合、東京都教育委員会（都立学校教育部）は、校長からの連絡を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

エ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

オ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に発症した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2 (1) 児童生徒等の場合」ウからオまでと同様の取扱いとする。

第4 その他

1 正規の勤務時間の割振りの年度途中の変更

(1) 生徒の時差通学等の実施に伴い、休憩時間の変更の必要が生じた場合は、平成31年3月8日付30教人勤第300号「平成31年度都立学校職員の正規の勤務時間の割振りについて（通知）」

1 (2) 及び2 (2) の取扱いによる変更を行うことができる。

(2) 上記(1)の場合も、原則、勤務開始・終了時刻の変更を要しないが、新型コロナウイルス感染症対策として、公共交通機関の混雑時をより避けることができる等の場合は、同様の手続により、その変更を行うことができる。

2 緊急時の連絡体制の整備

都内における感染拡大、教職員やその家族の感染などを想定し、教職員が出勤できない状況での教職員間の連絡体制を整備する。

また、緊急時に確実に児童生徒等又は家庭と連絡が取れるよう、第二、第三の連絡先を確認しておくなど、連絡体制を整備しておく。

3 本通知における対応方針は現時点のものであり、状況の変化により変更される場合がある。

(担当)

【教育活動等に関すること】

教育庁指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

教育庁指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

【感染症予防策に関すること】

教育庁都立学校教育部学校健康推進課

電話03-5320-6877

【事故発生報告等事務処理要綱に関すること】

総務部総務課安全管理担当

電話03-5320-6718

【学校職員の事故発生報告先（感染症）】

○学校

管轄の学校経営支援センター経営支援室

○学校経営支援センター経営支援室

福利厚生部福利厚生課

電話03-5320-6812

【幼児・児童・生徒の事故発生報告先（感染症）】

○学校

管轄の学校経営支援センター経営支援室

○学校経営支援センター経営支援室

教育庁都立学校教育部学校健康推進課

電話03-5320-6877

【服務上の取扱いに関すること（学校職員）】

教育庁人事部職員課服務担当

電話03-5320-6792

【勤務時間の割り振りに関すること】

教育庁人事部勤労課

電話03-5320-6801